

令和7年度「とっとり産業未来フェス」企画運営業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度「とっとり産業未来フェス」企画運営業務(以下「本業務」という。)

2 業務概要

鳥取県内外の優れた技術・製品等を広く情報発信し、展示・体験を通じて様々な価値を感じられるイベントとすることで、産学官の交流機会の創出や、中長期的な視点で若者の鳥取県内定着につなげていけるよう、ものづくり・IT 先端技術・音楽アート等を融合した総合産業発信イベントとして、「とっとり産業未来フェス」(以下「フェス」という。)を開催する。

3 期日、場所

(1)期日 令和7年11月3日(月・祝)～11月4日(火)

(2)場所 米子コンベンションセンター(米子市末広町294) ※県において全館仮予約中

4 予算額

金25,000,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)

5 再委託の禁止

受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれていない場合に限り、発注者と協議の上、第三者に委託することができる。

6 「とっとり産業未来フェス」の基本方針

フェスの基本方針を以下のとおりとする。

(1)目的・ねらい

ものづくりやIT技術に加え、音楽やアート・コンテンツ等の様々な分野を融合させたイベントを開催することで、若者をはじめとした多くの方を呼び込み、県内の技術・企業を知る機会とするとともに、地方において触れる機会の少ない未来を感じられる先端技術を体験する機会を提供する。また、産学や企業間が交流するしかけづくりをすることで、マッチングの機会を提供する。

(2)開催内容 未来の技術・大学発技術・シーズの総合情報発信

(3)企画・出展数 80程度

(4)具体的な企画・出展内容

企画・出展内容は、以下の内容を軸とする。

分野	内容
ものづくり・食品	・県内企業の優れた製品・技術の展示 ・[県事業] エコカー、水素関連技術、宇宙ビジネス、フードテック等の鳥取県による新産業創出に向けた事業に関する取組内容の体験・紹介 等
IT 先端技術	・ロボットや生成AI、AR・VR など、先端技術の体験 ・女性や若者、障がい者、外国人など、多様な人材の関心を喚起する技術の体験 等 ※本分野の企画・運営については、本委託事業には含まない。(9を参照)
デジタルコンテンツ	・[県事業] 「とっとりクリエイターズ・ビレッジ」プロジェクトメンバーの作品公開・体験 ・[県事業] 県内クリエイター向けの作品展示や、講談社編集部員による相談会 ・コンテンツ関連企業の商品展示 等
音楽・アート	・若者の関心を喚起する、音楽・アートイベント
トークショー	・一般の方が関心をもつパネルディスカッション(必須)や、著名人を招いたトークショー
食パラダイス	・県産食材を使用したキッチンカーの出展等による、来場者への食の提供

※企画・出展内容の決定にあたっては、発注者と調整しながら進めることとする。

(5) その他

各企画は、上記の目的・ねらいや、開催曜日の特性も踏まえ、ビジネス人材や若者、一般県民双方へ訴求できるような構成とし、各エリアの目的や役割を明確化しながら統一感のあるものにする。

7 委託期間

契約締結日から令和7年12月19日(金)まで

8 業務内容

6に記載の基本方針をもとに、以下の業務を行うこととし、公募型プロポーザルにおいては、これらを満たす実施計画書を作成し提案すること。

(1) フェス開催までの準備

ア 企画・出展内容の立案

- ・ 1日目と2日目それぞれについて、集客の柱となる企画を盛り込むこと。
- ・ 多くの方に浸透し、興味を引くキャッチコピーの立案
- ・ 企画にあたり、開催場所となる米子コンベンションセンター内の各会場の活用方針は、概ね以下の通りとする。ただし、より充実した内容とするために、本方針と異なることを提案・実施することは妨げない。
 - 多目的ホール：ものづくり・食品分野、IT 先端技術分野をはじめとした、企業・団体の展示・体験
 - 小ホール、国際会議室、情報プラザ：音楽・アート、トークショーなどの各種イベント
- ※2日目の国際会議室利用については、別途発注者が盛り込む内容を企画中のため、提案内容に含めないこととする。
 - 正面前口前付近：キッチンカー出展などによる食の提供
- ・ 学生ボランティアの活用や学生イベントとの連携など、若者を巻き込むとともに、多くの人々が産業への興味を持つような体験・参加型の企画内容を多数盛り込むこと。
- ・ フェスの目的・ねらいを踏まえた、魅力的で視認性の高い統一的な装飾・演出を行い、若者が会場に足を踏み入れやすい雰囲気となるよう工夫すること。
- ・ 複数の会場にまたがることを踏まえ、各会場への来場・周遊を促す企画を盛り込むこと。
- ・ 多目的ホールには、商談会スペースを設けること。なお、内容については発注者と連携、調整しながら進めること。

イ 出展者募集と円滑な出展サポート

- ・ 6(4)において[県事業]としたもの及び IT 先端技術分野(9を参照)を除き、企業・団体、事業者の出展者募集に関する業務として、周知、受付、決定等を行うこと。なお、多目的ホールにおける出展者募集の周知にあたっては、発注者も積極的な呼びかけを行うものとする。また、出展者の決定にあたっては、受注者は発注者と協議すること。
- ・ 出展料は無料とすること。
- ・ 多目的ホールにおける出展者募集にあたり、ブースの基本仕様を定める、出展希望者に出展イメージが伝わるよう、ビジュアルで示すこと。なお、基本仕様には、ブースの広さ、机、椅子、ブースパネル、社名板等を含めること。
- ・ 出展者が円滑に出展できるよう、出展者向け説明会を開催すること。
- ・ 出展ブースの広さ、必要な備品・電源容量、広報用資料などの調整、問い合わせ対応など、出展者に寄り添ったサポートを適切に行うこと。
- ・ 多目的ホールにおける出展ブース設営にあたり、共通して必要となる養生、電気工事、インターネット接続環境の確保、備品類の手配・準備は受注者が行い、出展物の運搬、特色を出すための出展者個別の装飾については出展者が負担することとする。

ウ 会場レイアウトの設計

- ・ 各会場のレイアウト図や企画・展示のイメージ図を作成すること。
- ・ 会場レイアウトは、会場内及び各会場間における来場者の動線(周遊を促すような企画・出展の配置)、ステージイベントにおける出演者控え室の確保、出演者の動線等に配慮したものとすること。
- ・ 来場者の興味・関心を喚起するキービジュアルの作成・設置をはじめ、会場全体に統一感のある装飾や演出を行うこと。
- ・ 3(2)に記載のある場所に加え、正面入口前の道路活用など含め、他の場所を活用することは妨げない。ただし、屋外を使用する場合は、雨天など悪天候への対応を検討すること。

エ フェス運営計画

- ・ 運営組織体制図や人員配置計画、防災計画などを作成すること。特に、運営組織体制については、本業務の初期段階から、運営責任者、実務担当者のほか、企画を進める上で必要となる部門別の責任者を適切に配置すること。
- ・ 関係法令等を踏まえて必要となる各種申請・届出を行うこと。

オ 周知・広報

- ・ フェスの実施内容が、企業や若者に対して効果的に情報が届くよう、ポスター・チラシ、プログラム等のPRツールを作成すること。
- ・ 多数の来場につながるよう、作成したPRツールを効果的に配付すること。なお、PRツールの配付にあたっては、発注者も積極的に行うため、十分な量を確保すること。
- ・ 若者へしっかりと情報が届くよう SNS を積極的に活用して広報を行うとともに、幅広い世代に向けて新聞やテレビ等も活用すること。
- ・ フェスの特設ホームページを作成するとともに、タイムリーな情報提供・情報発信を行うこと。

(2)フェス開催

- ア 設定したキービジュアルをもとに、フェス実施に必要な会場の装飾や必要な設備・機材等の設営を行うこと(会場全体にかかる装飾、機材の設置、パネル等の備品手配、返却)
- イ 企画・出展内容に関する出演者等の手配・調整など、必要な対応を行うこと。
- ウ 準備、撤収時も含め、フェス全体及び各企画の進行、記録、管理を行うこと。その際、必要となる人員を適切に配置すること。(駐車場をはじめ会場周辺の交通整理、来場者の誘導、救護・遺失物その他の緊急対応等を含む。)
- エ 出展者及び来場者が快適に過ごせるよう、会場内の空調温度を適切に設定するとともに、飲食スペースを適切に確保すること。
- オ 会場内及び会場周辺の衛生状態が保たれるよう、清掃やゴミ収集、処分を適切に行うこと。
- カ 6(4)の表に記載した分野別に来場者数を計測すること。計測にあたっては、デジタル機器を活用するなどにより、フェス当日、発注者に対して、複数回にわたり速報値を報告できるようにすること。
- キ 来場者及び出展者に対してアンケートを行い、後日これらの結果の分析を行い発注者に報告すること。アンケートは幅広く収集するとともに、インタビュー形式などにより、年代、性別など焦点を絞り、より深い洞察が得られるよう工夫すること。

(3)その他関連業務

- ア 受注者が監督する範囲において、必要な連絡、調整、適切な人員配置を行うこと。
- イ 本業務のための資料、情報の収集を必要に応じて行うこと。
- ウ 発注者との定例ミーティングを設け、進捗状況の報告や問題点の共有・解決のための協議等を適切に行うこと。当該ミーティングには、業務進捗に必要な関係者の参加を適宜調整すること。
- エ 本業務の履行のために必要な事項等は、発注者の承認を得るまでは誠意をもって対応すること。
- オ 本業務を円滑に進めるために、発注者からの求めに応じて、適宜協議を行うとともに、関係機関への説明や情報共有を適切に行うこと。

9 適用除外

8の業務内容に関して、IT 先端技術分野の企画・運営については、他団体と別途委託契約を締結し実施するため、受注者が実施する業務内容から除外する。その際、受注者と当該他団体との役割分担は、概ね次のとおりですが、両者が円滑に連携を進められるよう、発注者と調整を図ること。

【役割分担】

他団体へ委託する業務では、IT 先端技術分野に関する企画検討、出展者の選定・手配・各種調整、現場の運営とし、これらの費用については、他団体への委託料により負担するが、フェス全体に共通して必要となる、広報や会場施設・備品の利用、会場の設営・撤収、その他関連する管理業務については、経費負担含め受注者が一元的に行うものとする。

10 想定スケジュール

フェスの開催準備から終了に至るまでの一連の業務について、概ね次のスケジュールを想定しているが、企画・出展内容に応じて変わるものであるため、受注者において適切にスケジュールを見直した上で、提案すること。

- 4月15日 公募型プロポーザル開始
- 5月9日 公募型プロポーザル締切り
- 5月29日 審査会開催・最優秀者決定
- <委託内容の協議>
- ～6月下旬 契約締結
- 7月中下旬 特設ホームページ作成、多目的ホールの出展者募集開始
- 8月下旬 多目的ホールの出展者募集締切り・出展者決定
- 9月上旬 多目的ホールの出展者向け説明会
- 9月中旬 ちらし・ポスター等のPRツール作成
- 10月初旬 一般向け広報開始
- 11月3, 4日 とっとり産業未来フェス開催

11 経費積算時の留意事項

本業務を実施する上での収支計画を作成すること。その際、原則として、本業務は発注者からの委託料の範囲内で実施することとし、出展料及び入場料は無料とする。ただし、多数の集客が見込まれ、来場者の参加機会が限定される等により公平性に配慮する必要がある企画については、発注者が適正と認める範囲内で来場者負担を認めることとし、本収入の全部を本業務に要する費用に充当するものとする。

なお、経費については、以下の点について、留意すること。

- ・ 企画提案内容を実施するために必要な経費を算定すること。ただし、3(2)に記載した会場の仮予約までは発注者が行うが、同会場の本予約、会場利用に付随する備品等の予約は受注者が行うこと。また、会場及び備品の使用料は委託料に含めることとする。
- ・ 本業務に係る経費を積算する際は、発注者からの追加要望への対応や、想定外の事象への対応を一定程度見込んでおくこと。
- ・ 経費の積算にあたっては、多目的ホール設営費、イベント開催費、広報費、スタッフ人件費などの実費と運営上の管理経費を区分して見積ること。

12 権利関係

- (1) 本業務による著作権及び著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は県の許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない。
- (2) 所有権及び著作権、肖像権について
 - ア 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

イ 委託業務に関する所有権及び著作権は、原則としてすべて発注者に帰属することとし、企画、出演者、音楽等の権利関係を調整すること。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有知識、技術に関する権利等(以下「権利留保物」という。)については、受注者に留保するものとし、この場合、発注者は権利留保物を非独占的に使用できることとする。

ウ 使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

エ 本業務の実施に当たり第三者が権利を有す著作物(映像・写真・音楽等)を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切手続きを行うものとする。

オ 本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら発注者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

13 情報等の取扱

(1) 受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。なお、本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(2) 受注者は、本業務を行うために発注者から貸与された情報等を滅失、改ざん及び破損してはならない。

(3) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下特記事項という。)を遵守しなければならない。

(4) 受注者は、5の規定により本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受注者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

14 損害賠償

受注者は、その責めに帰する事由により、本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、来場者やスタッフ等のけが、会場設備や出展物等の破損等の際にも適切に対応できるよう、いわゆるイベント保険に適切に加入すること。

15 実施報告書の提出及び検査

受注者は、本業務の完了後10日以内に発注者に業務完了報告書を提出し、発注者の検査を受けるものとする。なお、業務完了報告書には、成果物として、次のものを提出すること。また、これら提出物について、受注者は、発注者による二次利用を承諾するものとする。

- ・広報に用いた制作物
- ・アンケートの集計・分析結果

16 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。なお、本業務の実施に当たり、作業に重大な影響のない変更は、発注者の指示により行うものとし、この場合における契約金額は、変更しないものとする。

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者(以下「従事者」という。)が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者(乙の子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者(以下「再委託先」という。)にも遵守させなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、業務において利用する個人情報(業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用(以下「漏えい等」という。)の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(研修実施時における報告)

第8条の2 乙は、その従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に当該従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先に対し、前項の研修を実施させ、同項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、

その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第 10 条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄(消去を含む。以下同じ。)するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第 11 条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先から、前項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

(監査)

第 12 条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙(再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。)に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第 13 条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第 29 号)又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者(再委託先及び再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 14 条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第 15 条 乙が業務を行うために死者情報(鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。)を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注1) 甲は鳥取県、乙は受注者(受託者)をいう。

(注2) 業務の実態に即して適宜必要な条項を追加し、又は不要な条項は省略して差し支えない。